

共同代表の職務権限規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規定は、麒麟のまち地域食堂ネットワーク（以下「このネットワーク」という。）の会則に基づき、共同代表の職務権限を定め、麒麟のまち地域食堂ネットワークとしての業務の適法かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

(法令等の順守)

第2条 共同代表は、法令、会則及びこのネットワークが定める規範、規定等を順守し、誠実に職務を遂行し、協力して、会則に定めるこのネットワークの目的の遂行に寄与しなければならない。

第2章 共同代表の職務権限

(理事)

第3条 共同代表は、総会を構成し、法令及び会則の定めるところにより、職務を執行する。

(共同代表)

第4条 共同代表の職務権限は、法令、このネットワークの会則及び別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 共同代表としてこのネットワークを代表し、その業務を総理する。
- (2) 総会を召集し、議長としてこれを主宰する。
- (3) 総会の議案は、会員の半数にて決議する。

第3章 補則

(細則)

第5条 この規定に定めるもののほか、この規定の実施に必要な事項は、総会の決議により別に定めることができる。

(改廃)

第6条 この規定の改廃は、総会の決議による。

附則

この規定は、令和6年5月1日から施行する。

(別表) 共同代表の職務権限

項目	決裁権者	
	共同代表	事務局
役割	◎このネットワークを代表し、その業務を総理 ◎総会を召集し、議長としてこれを主宰	
事業計画案及び予算案の作成に関すること	○	
事業報告案及び決算案の作成に関すること	○	
人事及び給与制度の立案及び報告に関すること	○	
重要な使用人以外の者の任用に関すること	○	
規定案の作成に関すること	○	
国外出張に関すること	○	
国内出張（役員、重要な使用人）に関すること	○	
支出に関すること		
セミナー等事業の実施に関すること		○
職員の教育・研修に関すること		
渉外に関わること		
福利厚生（役員含む）に関すること		
外部に対する文書発簡		
特に重要なもの	○	
重要なもの		
比較的重要なもの		
一般事務連絡		○